

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 景観地区の変更(京都市決定)

**京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)  
景観地区の変更(京都市決定)**

都市計画西陣美観地区ほか9地区を廃止し、山ろく型美観地区ほか7地区を次のように決定する。

名 称		面積 (ha)		建築物の 形態意匠 の制限	備 考
山ろく型美観地区		約 138		共通の基 準及び別 表 1	北白川・銀閣寺周辺 渋谷・馬町 今熊野・泉涌寺周辺 本町筋・稲荷山周辺
山並み背景型美観地区		約 303		共通の基 準及び別 表 2	下鴨神社周辺 (2) 田中・吉田 京都大学周辺 聖護院・吉田山周辺
岸辺型美観地区		約 92		共通の基 準及び別 表 3	哲学の道 岡崎・疏水 白川・疏水 鴨川東 (1) 鴨川東 (2) 鴨川西 (1) 鴨川西 (2) 高瀬川 濠川・宇治川派流
旧市街地型美観地区		約 1,143		共通の基 準及び別 表 4	西陣 御所周辺 鴨東 鴨川 二条城周辺 職住共存 (1) 職住共存 (2) 本願寺周辺 伏見
歴史遺産型美観地区		約 543			
一般地区		約 383		共通の基 準及び別 表 5	下鴨神社周辺 (1) 御所 二条城 先斗町 祇園・清水寺周辺 本願寺 東寺
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区		約 3.2		別表 6	
祇園町南歴史的景 観保全修景地区	祇園町南側地区	約 6.5	約 9.9	別表 7	
	宮川町地区	約 2.0			
	八坂通地区	約 1.4			
上京小川歴史的景観保全修景地区		約 2.1		別表 8	

伏見南浜界わい景観整備地区		約 25	別表 9		
	重要界わい整備地域	約 5.3			
三条通界わい景観整備地区		約 6.6	別表 10		
	重要界わい整備地域	約 2.9			
上賀茂郷界わい景観整備地区		約 23	別表 11		
	重要界わい整備地域	約 2.2			
千両ヶ辻界わい景観整備地区		約 37	別表 12		
	重要界わい整備地域	約 7.9			
上京北野界わい景観整備地区		約 7.9	別表 13		
	重要界わい整備地域	約 3.0			
西京樫原界わい景観整備地区	街道北・南地区	約 12	約 18	別表 14	
	街道沿い地区	約 5.5			
	重要界わい整備地域	約 1.3			
本願寺・東寺界わい景観整備地区		約 27	別表 15		
	重要界わい整備地域	約 2.7			
沿道型美観地区	都心部幹線地区	約 125	約 135	共通の基準及び別表 16	
		御池通			
	三条通地区	約 9.9			四条通
				五条通	
				河原町通	
				烏丸通	
				堀川通	
				三条通	
市街地型美観形成地区		約 827		共通の基準及び別表 17	小山
					高野
					西ノ京
					壬生・朱雀
					京都駅周辺
					西七条・唐橋
沿道型美観形成地区	幹線地区	約 245	約 250	共通の基準及び別表 18	北山・白川通
		西大路・北大路			
	衣掛けの道地区	約 5.3			その他沿道
		衣掛けの道			
合 計		約 3,431	—	—	—

## 【用語の定義】

- ・ 特定勾配 : 10分の3から10分の4.5までの勾配をいう。
- ・ 特定勾配屋根 : 特定勾配を持つ屋根をいう。
- ・ 低層建築物 : 3階以下、かつ、高さ（特定勾配屋根の場合は軒高とする。以下同じ。）10メートル以下の建築物をいう。
- ・ 中層建築物 : 4階以上、又は、高さが10メートルを超え、15メートル以下の建築物をいう。
- ・ 高層建築物 : 高さ15メートルを超える建築物をいう。
- ・ 切妻平入り : 棟（屋根の最上部の中央線）から両側に流れる勾配屋根をもち、軒が道路に平行している建築物をいう。
- ・ 軒の出 : 外壁面（木造においては柱・壁の中心）から軒の先端までの水平距離をいう。
- ・ けらば : 切妻屋根の妻側の屋根の端部をいい、<sup>そばのき</sup>傍軒ともいう。
- ・ けらばの出 : 外壁面（木造においては柱の中心）から、けらばの先端までの水平距離をいう。
- ・ インナーバルコニー : 建築物の外壁から突出しないバルコニーをいう。
- ・ 公共の用に供する空地 : 道路、公園、広場、その他これに類する空地
- ・ マンセル値 : 日本工業規格 J I S Z 8 7 2 1（色の表示方法—三属性（色相、彩度、明度）による表示方法）に規定する色の表示方法をいう。
- ・ 自然景観と調和する色彩 : 土や自然素材に多い R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）、N（無彩）系の色相で、低彩度、かつ、中明度の色彩を基本とする。（アルファベットはマンセル値の色相を示す。以下同じ。）
- ・ 歴史的町並みと調和する色彩 : 木、漆喰、日本瓦、土塗壁等の自然素材に使用されている Y R（黄赤）、Y（黄）、N（無彩）系の色相で、低彩度、かつ、中明度の色彩を基本とし、低明度の N（無彩）系を除く。
- ・ 沿道及び市街地の町並みに調和する色彩 : Y R（黄赤）、Y（黄）系の他、P（紫）、P B（紫青）、N（無彩色）系の色相で、低彩度、かつ、中明度又は高明度の色彩を基本とする。
- ・ 軒庇 : 通りに対して出された庇で、外壁に設けられるものをいい、通り庇、差し掛けともいう。
- ・ 塔屋等 : 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物をいう。

## (形態意匠の制限に係る共通の基準)

### 1 屋根の色彩

- ・ 日本瓦及び平板瓦は、原則としていぶし銀とすること。
- ・ 銅板は、素材色又は緑青色とすること。
- ・ 銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、原則として光沢のない濃い灰色、光沢のない黒とすること。

2 塔屋等の高さ（当該塔屋等が周囲の屋根若しくは床と接する位置の平均の高さにおける水平面からの当該塔屋等の最上部までの高さをいう。）は、3m（都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度地区のうち3.1m高度地区又は2.5m高度地区においては4m）以下とすること。

3 塔屋等の位置、規模及び形態意匠については、建築物の本体と均整がとれたものとする。

4 建築物の外壁は傾斜した壁（柱を含む。）としないこと。ただし、良好な市街地の景観形成に資する形態意匠を有するものについてはこの限りでない。

5 主要な外壁に使用する材料は光沢のないものとする（ガラス及び自然素材を除く。）。

6 バルコニーを設ける場合は、インナーバルコニーとすること。ただし、低層建築物又は公共の用に供する空地から望見できない場合はこの限りでない。

7 主要な外壁には次の色彩（マンセル値による明度は定めない。）を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材は除く。

- (1) R（赤）系の色相で、彩度が、6を超えるもの
- (2) YR（黄赤）系の色相で、彩度が、6を超えるもの
- (3) Y（黄色）系の色相で、彩度が、4を超えるもの
- (4) GY（黄緑）系の色相で、彩度が、2を超えるもの
- (5) G（緑）系の色相で、彩度が、2を超えるもの
- (6) BG（青緑）系の色相で、彩度が、2を超えるもの
- (7) B（青）系の色相で、彩度が、2を超えるもの
- (8) PB（青紫）系の色相で、彩度が、2を超えるもの
- (9) P（紫）系の色相で、彩度が、2を超えるもの
- (10) RP（赤紫）系の色相で、彩度が、2を超えるもの

8 屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物の本体と調和したものとすること。

9 公共の用に供する空地に面して、クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は、設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせる等により建築物と調和するよう配慮すること。

10 自走式の駐車場や駐輪場等を設ける場合は、門、塀又は生垣等を設け、町並みの連続性に配慮すること。

## (認定の特例)

1 次のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に支障がないと認めたものは、その認定の範囲内において、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限を適用しないことができる。ただし、(2)、(3)の認定を行なうに当たっては、あらかじめ、京都市美観風致審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築、増築、又は改築を行う場合において、当該敷地の規模、形状等により、本計画書に規定する形態意匠の制限に適合させることが困難と認められるもの

ただし、歴史遺産型美観地区のうち、祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区、祇園町南歴史的景観保全修景地区又は上京小川歴史的景観保全修景地区については、この規定は適用し

ない。

- (2) 優れた形態意匠を有し、土地利用、建築物の位置及び規模等について総合的な配慮がなされていることにより、地域の景観の向上に資すると認められるもの
- (3) 学校、病院その他の公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの
- (4) 災害対策その他これに類する理由により緊急に行う必要があるもの

2 市長は、上記1の認定を行うに当たっては、良好な景観の保全、形成又は市街地環境の整備改善を図る観点から、必要な範囲において条件を付すことができる。

【別表1】山ろく型美観地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものはこの限りでない。</li> <li>原則として、塔屋等を設けないこと。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退、又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。</li> <li>和風を基調とする外観意匠とすること。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観と調和する色彩とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観に調和した門、塀又は生垣等を設置すること。</li> </ul>
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものはこの限りでない。</li> <li>原則として、塔屋等を設けないこと。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退、又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。</li> <li>和風を基調とする外観意匠とすること。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観と調和する色彩とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観に調和した門、塀又は生垣等の設置を行うこと。</li> </ul>

【別表2】山並み背景型美観地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものはこの限りでない。</li> <li>原則として、塔屋等を設けないこと。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退、又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観と調和する色彩とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門、塀又は生垣等を設置すること。</li> </ul>
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根とすること。ただし、屋上のパラペットの形状等により、勾配屋根に類似する工夫が施され、又は屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものはこの限りでない。</li> <li>原則として、塔屋等を設けないこと。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退、又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観と調和する色彩とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門、塀又は生垣等を設置すること。</li> </ul>

【別表3】 岸辺型美観地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上、けらばの出は 30cm 以上。）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものはこの限りでない。</li> <li>原則として、塔屋等を設けないこと。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>岸辺の風情を維持するため、圧迫感の低減及び水平方向を強調する形態意匠とすること。</li> <li>河川に面する 3 階の外壁面は、1 階の外壁面より後退（原則として 90cm 以上）すること。ただし、河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川に沿って門、塀又は生垣等を設置することにより、岸辺の景観に配慮された場合はこの限りでない。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観と調和する色彩とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観に調和した門、塀又は生垣等を設置すること。</li> </ul>
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上、けらばの出は 30cm 以上。）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮された場合はこの限りでない。</li> <li>原則として、塔屋等を設けないこと。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>岸辺の風情を維持するため、圧迫感の低減及び水平方向を強調する形態意匠とすること。</li> <li>河川に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より（原則として 90cm 以上）後退すること。ただし、河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川に沿って門、塀又は生垣等を設置することにより岸辺の景観に配慮された場合はこの限りでない。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観と調和する色彩とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観に調和した門、塀又は生垣等を設置すること。</li> </ul>

【別表4】旧市街地型美観地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものはこの限りでない。</li> <li>原則として、塔屋等を設けないこと。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。</li> </ul>
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する 1, 2 階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 60cm 以上）を設けること。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する外壁は、歴史的な町並みや京都の生活の中から生み出された特徴ある建築物と調和した形態意匠とすること。また、その他の外壁についても町並み景観に配慮したものとすること。</li> <li>道路に面する 3 階の外壁面は、1 階の外壁面より後退（原則として 90cm 以上）すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みへの配慮が行われた場合はこの限りでない。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は周囲の景観に調和した門又は塀等の設置を行うこと。</li> </ul>
中層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根（原則として軒の出は 90cm 以上）又は屋上のパラペットの形状等により、勾配屋根に類似する工夫を施し、良好な屋上の景観の形成に配慮されたものとすること。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。</li> </ul>
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する 1, 2 階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する外壁は、歴史的な町並みや京都の生活の中から生み出された特徴ある建築物と調和した形態意匠とすること。また、その他の外壁についても町並み景観に配慮すること。</li> <li>道路に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より後退（原則として 90cm 以上）すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みへの配慮が行われた場合はこの限りでない。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門又は塀等の設置を行うこと。</li> </ul>
高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根（原則として軒の出は 90cm 以上）又は屋上のパラペットの形状等により、勾配屋根に類似する工夫を施し、良好な屋上の景観の形成に配慮されたものとすること。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。</li> </ul>
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する 1, 2 階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する外壁は、歴史的な町並みとの調和に配慮すること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮すること。</li> <li>道路に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より後退（原則として 90cm 以上）すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みへの配慮が行なわれた場合はこの限りでない。</li> </ul>

屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門又は塀等を設置すること。</li></ul>

【別表5】歴史遺産型美観地区 一般地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものはこの限りでない。</li> <li>原則として、塔屋等を設けないこと。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は60cm以上）を設けること。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する外壁は、歴史的な町並みや伝統的な建造物と調和する形態意匠とすること。</li> <li>道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より後退（原則として90cm以上）すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みへの配慮が行われた場合はこの限りでない。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路や河川に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門又は塀等の設置を行うこと。</li> </ul>
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。ただし、良好な屋上の景観に配慮された場合はこの限りでない。</li> <li>原則として、塔屋等を設けないこと。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する外壁は、歴史的な町並みや伝統的な建造物と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても町並み景観に配慮すること。</li> <li>道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より（原則として90cm以上）後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みへの配慮が行われた場合はこの限りでない。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路や河川に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門又は塀等の設置を行うこと。</li> </ul>

【別表6】歴史遺産型美観地区 祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区

屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。ただし、道路が交わる敷地にあってはいずれかの道路とする。</li> </ul>
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する1階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は60cm以上）を設けること。ただし、道路に沿って和風の高塀等を設けることにより1階の外壁面が道路から見えない場合は、この限りでない。</li> </ul>
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外観の形態意匠は、和風を基調とする真壁造りとし、当該地区の歴史的な建造物の建築様式（※注1）を継承したものであること。</li> <li>道路に面する3階以上の外壁面は、（原則として90cm以上）1階の外壁面より後退させ、かつ、道路境界から2メートル以上後退すること。</li> <li>道路に面する外壁面は、両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し、1階の外壁面が原則として1.8メートル以上後退する場合は塀又は柵を設けること。</li> </ul>
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する建具は和風の意匠とすること。</li> <li>塀の高さは、1.8メートルから2.5メートルの範囲内とすること。ただし、この規定が適用される際に現に存する塀が2.5メートルを超えるものにあっては、その高さ以下とすること。</li> </ul>
建築様式 ※注1	<p>建築様式については別紙様式一覧の、様式1-1、様式1-2、様式1-5、様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式2-4、様式2-5、様式2-6又は様式2-7による。</p>

【別表7】歴史遺産型美観地区 祇園町南歴史的景観保全修景地区

地区名	祇園町南側地区	宮川町地区	八坂通地区
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上）とすること。ただし、道路が交わる敷地にあつてはいずれかの道路とする。</li> </ul>	同左	同左
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>	同左	同左
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm（張り出し2階形式（建築様式一覧様式3-1参照）の場合は60cm）以上）を設けること。ただし，道路に沿って和風の高塀等を設けることにより1階の外壁面が道路から見えない場合は，この限りでない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は60cm（（張り出し2階形式（建築様式一覧様式3-1参照）の場合は40cm）以上）を設けること。ただし，道路に沿って和風の高塀等を設けることにより1階の外壁面が道路から見えない場合は，この限りでない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。ただし，道路に沿って和風の高塀等を設けることにより1階の外壁面が道路から見えない場合は，この限りでない。</li> </ul>
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する3階以上の外壁面は，原則として90cm以上1階の外壁面から後退すること。</li> <li>花見小路通に面する敷地では道路境界より4.0メートル以上その他の通りに面する敷地では，3.0メートル以上3階以上の外壁面を後退すること。</li> <li>建築物の外観の形態意匠は，真壁造りの和風を基調とし，当該地区の歴史的な建造物の建築様式（※注1）を継承したものであること。</li> <li>道路に面する建具は和風の意匠とし，ガラス面を露出しないこと。ただし，和風デザインのショーウィンドウ及び飾り窓に類するものは，この限りでない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する3階以上の外壁面は，原則として90cm以上1階の外壁面から後退すること。</li> <li>宮川町通に面する敷地では道路境界より2.7メートル以上その他の通りに面する敷地では，1.8メートル以上3階以上の外壁面を後退すること。</li> <li>建築物の外観の形態意匠は，真壁造りの和風を基調とし，当該地区の歴史的な建造物の建築様式（※注1）を継承したものであること。</li> <li>道路に面する外壁面は，両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し，1階の外壁面が原則として1.8メートル以上後退する場合は和風基調の塀又は柵を設けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する3階以上の外壁面は，原則として90cm以上1階の外壁面から後退すること。</li> <li>八坂通に面する敷地では道路境界より90cm以上3階以上の外壁面を後退すること。</li> <li>建築物の外観の形態意匠は，真壁造りの和風を基調とし，当該地区の歴史的な建造物の建築様式（※注1）を継承したものであること。</li> <li>道路に面する外壁面は，両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し，1階の外壁面が原則として1.8メートル以上後退する場合は和風基調の塀又は柵を設けること。</li> </ul>

	は、両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し、1階の外壁面が原則として1.8メートル以上後退する場合は和風基調の塀又は柵を設けること。		
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>	同左	同左
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀の高さは、1.8メートルから2.5メートルの範囲内とすること。ただし、この規定が適用される際に存する塀が2.5メートルを超えるものにあつては、その高さ以下とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀の高さは、1.8mから2.5mの範囲内とすること。ただし、この規定が適用される際に存する塀が2.5メートルを超えるものにあつては、その高さ以下とすること。</li> <li>建築物の敷地が宮川町通と川端通に面する場合は、川端通についてもこの規定に適合するよう配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀の高さは、この規定が適用される際に存する塀以下、又は地盤面から1.8メートルから2.5メートルの範囲内とすること。</li> <li>門の位置は、塀の位置より、道路から後退させること。</li> <li>門及び塀の形態意匠は、和風とし、ガラス面を露出しないこと。</li> <li>塀は、長大感を感じさせない形態意匠とすること。</li> <li>1階上部の通り庇や屋根付高塀を設けることにより、軒先が連続する町並み景観を保つこと。</li> </ul>
建築様式 ※注1	建築様式については別紙様式一覧の様式1-1、様式1-2、様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式2-4、様式3-1、様式3-2、様式3-3、様式3-4、様式3-5、様式3-6又は様式3-7による。	建築様式については別紙様式一覧の様式1-1、様式1-2、様式1-4、様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式2-4、様式3-1、様式3-2、様式3-3、様式3-6又は様式3-8による。	建築様式については別紙様式一覧の様式1-1、様式1-3、様式1-4、様式1-5、様式1-6、様式1-7、様式2-1、様式2-2又は様式2-3による。

【別表 8】歴史遺産型美観地区 上京小川歴史的景観保全修景地区

屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し、切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。ただし、道路が交わる敷地にあつてはいずれかの道路とする。</li> </ul>
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する 1 階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。ただし、道路に沿って和風の高塀等を設けることにより 1 階の外壁面が道路から見えない場合は、この限りでない。</li> </ul>
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より（原則として 90cm 以上）後退すること。</li> <li>建築物の外観の形態意匠は、和風を基調とする真壁造りとし、当該地区の歴史的な建造物の建築様式（※注 1）を継承したものであること。</li> <li>道路に面する外壁は、両隣の家の外壁面と連続するよう配慮し、1 階の外壁面が原則として 3.6 メートル以上後退する場合は塀又は柵を設けること。</li> <li>道路から見える側壁面（特に、3 階側壁面）についても和風の意匠が施されていること。</li> </ul>
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する建具は和風の意匠とすること。</li> <li>道路に面する外壁面には、建築物の外壁面から突出した物干し台、屋外階段が設けられていないこと。</li> <li>道路に面して門及び塀等を設ける場合は、その高さは 2.0 メートル以下とすること。ただし、この規定が適用される際に存する塀が 2.0 メートルを超えるものにあつては、その高さ以下とすること。</li> </ul>
建築様式 ※注 1	<p>建築様式については別紙様式一覧の様式（1）、様式（2）、様式（3）、様式（4）、様式（5）、様式（6）又は様式（7）による。</p>

【別表9】歴史遺産型美観地区 伏見南浜界わい景観整備地区

屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）又は屋上のパラペットの形状等により、勾配屋根に類似する工夫を施し、良好な屋上の景観形成に配慮されたものとする。</li> </ul>
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面する外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。</li> </ul>
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地区内の歴史的な建造物の外観意匠に調和する形態意匠とすること。</li> <li>・ 道路及び河川に面する外壁の意匠が和風であること。また、その他の外壁についても形態意匠をこれと調和させるよう配慮すること。</li> <li>・ 歴史遺産との調和に配慮した外観とすること。</li> <li>* 道路に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より後退（原則として 90cm 以上）すること。</li> </ul>
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路や河川に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門又は塀等の設置を行うこと。</li> </ul>

※ \*印の規定は重要界わい整備地域についてのみ適用する。

【別表10】歴史遺産型美観地区 三条通界わい景観整備地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦，金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し，当該地区内の歴史的な建造物の外観意匠に調和する形態意匠とすること。</li> <li>道路に面する3階の外壁面は，1階の外壁面より後退（原則として90cm以上）すること。ただし，近代洋風建築の形態意匠とする場合はこの限りでない。</li> <li>* 三条通に面する部分は，道路境界線から当該建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を十分に取り，活気と潤いのあるものとすること。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>
中・高層建築物	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦，金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し，当該地区内の歴史的な建造物の外観意匠に調和する形態意匠とすること。また，その他の外壁についても形態意匠をこれと調和させるよう配慮すること。</li> <li>道路に面する3階以上の外壁面は，1階の外壁面より後退（原則として90cm以上）すること。ただし，近代洋風建築の形態意匠とする場合はこの限りでない。</li> <li>* 三条通に面する部分は，道路境界線から当該建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を十分に取り，活気と潤いのあるものとすること。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>

※ \*印の規定は重要界わい整備地域についてのみ適用する。

【別表 1 1】 歴史遺産型美観地区 上賀茂郷界わい景観整備地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上、けらばの出は 30cm 以上）とすること。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根，軒，ひさし及び外壁面並びに門，塀，その他の外構の部分の形態意匠が，当該地区の歴史的な建造物の外観意匠に調和したものとする。</li> <li>・ 和風を基調とする外観意匠とすること。ただし，道路に面する部分に，土塀その他和風の塀等を設ける場合はこの限りでない。</li> <li>* 道路に面する 3 階の外壁面は，1 階の外壁面より（原則として 90cm 以上）後退すること。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面し，駐車場等の開放された空気を設ける場合は，周囲の景観に調和した土塀その他和風の塀等の設置を行うこと。</li> </ul>
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根（原則として軒の出は 90cm 以上，けらばの出は 30cm 以上）とすること。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根，軒，ひさし及び外壁面並びに門，塀，その他の外構の部分の形態意匠が，当該地区の歴史的な建造物の外観意匠に調和したものとする。</li> <li>・ 和風を基調とする外観意匠とすること。ただし，道路に面する部分に，土塀その他和風の塀等を設ける場合はこの限りでない。</li> <li>* 道路に面する 3 階以上の外壁面は，1 階の外壁面より後退（原則として 90cm 以上）すること。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面し，駐車場等の開放された空気を設ける場合は，周囲の景観に調和した土塀や和風の塀等の設置を行うこと。</li> </ul>

※ \*印の規定は重要界わい整備地域についてのみ適用する。

【別表12】歴史遺産型美観地区 千両ヶ辻界わい景観整備地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。</li> <li>* 道路に面し切妻平入りの特定勾配屋根とすること。ただし、道路が交わる敷地にあつてはいずれかの道路とする。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地区内の歴史的な建造物の外観意匠に調和する形態意匠とすること。</li> <li>・ 道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より後退（原則として90cm以上）すること。</li> <li>・ 外観の形態意匠は、水平線を強調したものとすること。</li> <li>・ 道路に面する外壁面には、できる限り建築物の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。やむを得ずこれらを設ける場合は、建築物と均整のある形態意匠とすること。</li> <li>* 道路に面する3階の外壁面は、道路境界から2.7メートル以上後退していること。</li> <li>* 外観の形態意匠は、できる限り和風を基調としたものとすること。</li> <li>* 道路に面する外壁面には、建築物の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観に調和した和風の門又は塀等の設置を行うこと。</li> </ul>
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上）とすること。</li> <li>* 道路に面し切妻平入りの特定勾配屋根とすること。ただし、道路が交わる敷地にあつてはいずれかの道路とする。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地区内の歴史的な建造物の外観意匠に調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても形態意匠をこれと調和させるよう配慮すること。</li> <li>・ 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より後退（原則として90cm以上）すること。</li> <li>・ 外観の形態意匠は、水平線を強調したものとすること。</li> <li>・ 道路に面する外壁面には、できる限り建築物の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。やむを得ずこれらを設ける場合は、建築物と均整のある形態意匠とすること。</li> <li>* 道路に面する3階以上の外壁面は、道路境界から2.7メートル以上後退していること。</li> <li>* 外観の形態意匠は、できる限り和風を基調としたものとすること。</li> <li>* 道路から見える部分は、3階以下とすること。</li> <li>* 道路に面する外壁面には、建築物の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観に調和した和風の門又は塀等の設置を行うこと。</li> </ul>

※ \*印の規定は重要界わい整備地域についてのみ適用する。

【別表13】歴史遺産型美観地区 上京北野界わい景観整備地区

屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。</li> <li>* 道路に面し切妻平入りの特定勾配屋根とすること。ただし、道路が交わる敷地にあつてはいずれかの道路とする。</li> </ul>
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本瓦又は銅板その他の金属板とすること。</li> </ul>
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。</li> </ul>
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地区内の歴史的な建造物の外観意匠に調和する形態意匠とすること。</li> <li>・ 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より後退（原則として90cm以上）すること。</li> <li>・ 外観の形態意匠は、できる限り和風を基調とし、かつ、水平線を強調したものであること。</li> <li>・ 道路に面する外壁面には、できる限り建築物の外壁面から突出する物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。やむを得ずこれらを設ける場合は、建築物と均整のある形態意匠とすること。</li> <li>* 道路に面する3階以上の外壁面を道路境界から2.7メートル以上後退すること。また、上七軒通りにあつては3.6メートル以上とすること。</li> <li>* 建築物の外観の形態意匠は、和風を基調とし真壁造りとすること。</li> <li>* 道路に面する外壁は、両隣の家の外壁面と連続するよう配慮し、1階の外壁面が2.7メートル以上後退する場合は塀又は柵を設けること。</li> <li>* 道路から見える部分は、3階以下とすること。</li> <li>* 道路から見える側壁面（特に、3階以上の側壁面）には、意匠が施されていること。</li> </ul>
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観に調和した和風の門又は塀等の設置を行うこと。</li> <li>* 道路に面する外壁の開口部は、和風の意匠とし、ガラス面が露出しないこと。</li> </ul>

※ \*印の規定は重要界わい整備地域についてのみ適用する。

【別表14】歴史遺産型美観地区 西京極原界わい景観整備地区

地区名	街道北，街道南地区	街道沿い地区
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定勾配屋根とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。ただし，道路が交わる敷地にあつてはいずれかの道路とする。</li> </ul>
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。</li> </ul>
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する1，2階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。</li> </ul>	同左
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する3階以上の外壁面は，1階の外壁面より（原則として90cm以上）後退すること。</li> <li>当該地区内の歴史的な建造物の外観意匠に調和する形態意匠とすること。また，その他の外壁面についても形態意匠をこれと調和させるよう配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する3階以上の外壁面は，1階の外壁面より後退（原則として90cm以上）し，かつ，道路境界から3.6メートル以上後退していること。</li> <li>当該地区の歴史的な建造物の外観意匠に調和する形態意匠とすること。</li> <li>旧山陰街道に面する敷地は，当該街道側に主玄関口が設けられていること。</li> <li>建築物の外観の形態意匠は，和風を基調とした真壁造り等とすること。また，その他の外壁面についても形態意匠をこれと調和させるよう配慮すること。</li> <li>道路から見える部分は，3階以下とすること。</li> <li>道路に面する外壁は，両隣の家の外壁面と連続するよう配慮すること。</li> <li>1階の外壁面が道路から原則として3.6メートル以上後退する場合は塀又は柵を設けること。</li> <li>道路に面する外壁面には，できる限り建築物の外壁面から突出する物干し台，屋外階段等が設けられていないこと。やむを得ずこれらを設ける場合は，建築物と均整のある形態意匠とすること。</li> <li>* 地区の町並み景観を象徴し，周辺の景観形成の指標となる形態意匠であること。</li> </ul>
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>	同左
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観に調和した生垣，門又は塀等の設置を行うこと。</li> </ul>	同左

※ \*印の規定は重要界わい整備地域についてのみ適用する。

【別表15】歴史遺産型美観地区 本願寺・東寺界わい景観整備地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。ただし、道路が交わる敷地にあっては除く。</li> <li>* 道路に面し切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上）とすること。ただし、道路が交わる敷地にあっては除く。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。</li> <li>* 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。ただし、道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに面する外壁面とし、八条通以南にあっては、大宮通側でも可能とする。※注1</li> <li>* 1階の庇等の先端が道路から（原則として2.7メートル以上）離れないこと。ただし、道路沿いに和風意匠の塀等が設けられている場合はこの限りでない。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地区内の歴史的な建造物の外観意匠に調和する形態意匠とすること。</li> <li>道路に面する外壁は和風意匠とすること。</li> <li>道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より後退（原則として90cm以上）すること。</li> <li>外壁の形態意匠は水平線を強調したものとする。</li> <li>道路に面して屋外階段等を設ける場合は、建築物と均整のある形態意匠であること。</li> <li>* 道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より後退（原則として90cm以上）すること。ただし、道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに面する外壁面とする。</li> <li>* 道路の交差点で、二つの道路に面する場合は、それぞれに正面性を図る形態意匠とすること。ただし、八条通以南は除く。</li> <li>* 道路の交差点で、道路に面する外壁面の1階又は2階に地区の特色ある意匠を構成する要素を取り入れたものとする。</li> <li>※注2</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門又は塀等の設置を行うこと。</li> </ul>
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。ただし、道路が交わる敷地にあっては除く。</li> <li>* 道路に面し切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上）とすること。ただし、道路が交わる敷地にあっては除く。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。</li> <li>* 道路に面する1, 2階の外壁には軒庇を設けること。ただし、道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに面する外壁面を優先し、八条通以南にあっては、大宮通側を優先すること。※注1</li> </ul>

外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地区内の歴史的な建造物の外観意匠に調和する形態意匠とすること。</li> <li>・ 道路に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より後退（原則として 90cm 以上）すること。</li> <li>・ 道路に面する外壁面は和風の意匠とすること。また、その他の外壁面についても形態意匠をこれと調和させるよう配慮すること。</li> <li>・ 外壁の形態意匠は水平線を強調したものとすること。</li> <li>・ 歴史遺産と調和する外観とすること。</li> <li>* 道路に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より後退（原則として 90cm 以上）すること。ただし、道路が交わる敷地にあつては、東西の通りに面する外壁面とする。</li> <li>* 道路の交差点又は公共的な施設の周辺の地域で、二つの道路に面する場合は、それぞれに正面性を図る形態意匠とすること。ただし、東寺周辺の地区は除く。</li> <li>* 道路の交差点又は公共的な施設の周辺の地域で、道路に面する外壁面の 1 階又は 2 階に地区の特色ある意匠を構成する要素を取り入れたものとすること。</li> </ul> <p>※注 2</p>
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門又は塀等の設置を行うこと。</li> </ul>

※ \*印の規定は重要界わい整備地域についてのみ適用する。

注 1 店舗を見世づくりの外観意匠とする場合は、この限りでない。

注 2 本願寺地区の特色ある意匠を構成する要素は、飾り窓、平格子、目隠し格子、額縁窓、持ち出し手摺、腕木びさし、加敷天井（蔵づくり風を含む。）、むしこ窓、幕掛けとする。  
東寺地区の特色ある意匠を構成する要素は、平格子、出格子、腕木びさし、加敷天井（蔵づくり風を含む。）、むしこ窓、幕掛けとする。

【別表16】沿道型美観地区

地区名		都心部幹線地区	三条通地区
低 層 建 築 物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により、勾配屋根に類似する工夫が施され、又は屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものであること。</li> <li>原則として、塔屋等を設けないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）を原則とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮された場合はこの限りでない。</li> <li>原則として、塔屋等を設けないこと。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>
	軒庇	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>都心部の幹線沿道の良好な景観と調和のとれた形態意匠とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する外壁は、和風を基調とした形態意匠に配慮したものとする。また、その他の外壁についても形態意匠をこれと調和させるよう配慮すること。</li> <li>道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より後退（原則として90cm以上）すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みへの配慮が行われた場合はこの限りでない。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿道の町並みに調和する色彩とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>
中 ・ 高 層 建 築 物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により、勾配屋根に類似する工夫を施すなど良好な屋上の景観を形成するものであること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により、勾配屋根に類似する工夫を施すなど良好な屋上の景観を形成するものであること。</li> <li>原則として、塔屋等を設けないこと。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。</li> </ul>
	軒庇	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。</li> </ul>

外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>都心部の幹線沿道の良好な景観と調和のとれた形態意匠とすること。</li> <li>低層階の外壁に石貼り等の自然素材を用いること。</li> <li>東堀川通の4階以上の外壁面を3階以下の外壁面から原則として1メートル以上後退すること。（丸太町以北，今出川通以南の東堀川通に限る。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する外壁は，歴史的な街道の和風を基調とした形態意匠に配慮したものとする。また，その他の外壁についても形態意匠をこれと調和させるよう配慮すること。</li> <li>道路に面する3階以上の外壁面は，1階の外壁面より（原則として90cm以上）後退すること。ただし，道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ，道路に沿って周囲の景観に調和した門又は塀等を設置することにより町並みへの配慮が行われた場合はこの限りでない。</li> </ul>
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿道の町並みに調和する色彩とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観に調和した門又は塀等を設置すること。</li> </ul>

【別表17】市街地型美観形成地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勾配屋根とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものはこの限りでない。</li> <li>・ 原則として、塔屋等を設けないこと。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面する外壁は、歴史的な町並みや京都の生活の中から生み出された特徴ある建造物と調和した形態意匠とすること。また、良好な景観の創出に配慮したものとすること。</li> <li>・ 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退、又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地の町並みに調和する色彩とすること。</li> </ul>
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により、勾配屋根に類似する工夫を施すなど良好な屋上の景観を形成するものであること。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面し、地域の良好な景観特性を生かし、良好な景観の創出に配慮したものとすること。</li> <li>・ 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退、又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地の町並みに調和する色彩とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路や河川に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門、塀又は生垣等の設置を行うこと。</li> </ul>

【別表18】沿道型美観形成地区

地区名		幹線地区	衣掛けの道地区
低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものはこの限りでない。</li> <li>原則として、塔屋等を設けないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものはこの限りでない。</li> <li>原則として、塔屋等を設けないこと。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>
	軒庇	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する外壁は、地域の景観特性を生かし、良好な町並み景観の創出に資するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退、又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。</li> <li>和風を基調とする外観とすること。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿道の町並みに調和する色彩とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観と調和する色彩とすること。</li> </ul>
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により、勾配屋根に類似する工夫を施すなど良好な屋上の景観を形成するものであること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものはこの限りでない。</li> <li>原則として、塔屋等を設けないこと。</li> </ul>
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。</li> </ul>
	軒庇	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する外壁は、地域の景観特性を生かし、良好な町並み景観の創出に資するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退、又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。</li> <li>和風を基調とする外観とすること。</li> </ul>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿道の町並みに調和する色彩とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観と調和する色彩とすること。</li> </ul>
	その他	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観に調和した門又は塀等の設置を行うこと。</li> </ul>

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

本市固有の趣のある市街地の景観が市民にとって貴重な文化的資産であることにかんがみ、建築物の位置、規模、形態意匠の制限に関する事項その他良好な市街地の景観の保全及び創出に関する事項を定めるため、景観地区を変更しようとするものである。